

常務理事	事務長	担当者	担当者

## 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

① 在籍時の被保険者等 記号・番号	.		② 資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和	年	月	日	※資格喪失日の属する月から 保険料が必要になります。			
③ 在籍時の事業所	大阪本社 ・ 東京本社		④ 資格喪失の際の健康保険組合名称	J A S T 健康保険組合							
⑤ 保険料支払方法 <small>いずれかに○印をしてください</small>	各月毎に支払う		.		半期分毎に前納する		.		年度分毎に前納する		
⑥ 振込先口座※ <small>(当組合から給付金等を 振込むための口座)</small>	銀行 金庫 信組	本店・支店 店・出張所	・普通 ・当座	口座 番号					口座 名義	フリガナ	
⑦ 在籍時の資格取得年月日	令和	年	月	日	⑧ 退職日時点の 被扶養者有無	無・有	有の場合は、健康保険被扶養者（認定・削除）届と 添付資料を提出してください。 ※【注意事項】2.参照				
⑨ マイナ保険証の利用可否	<input type="checkbox"/> マイナ保険証が利用できない (資格確認書発行希望)		※ 保険料の引き落とし口座ではありません。 また、申請者本人の口座のご記入をお願い致します。								

上記のとおり申請します。 令和 年 月 日

### 【注意事項】

- 申請期間は退職日の翌日から20日以内（当組合必着）です。十分ご注意ください。
- 退職日時点で被扶養者がいる場合は別途手続きが必要となります。
  - 引き続き被扶養者となる場合…被扶養者（認定・削除）届と添付資料\*をご提出ください。
  - 被扶養者を削除される場合…被扶養者（認定・削除）届をご提出ください。

\*添付資料は被扶養者認定の申請に準じてご提出ください。
- 初めて納付すべき保険料を納付期限までに納付しなかった場合は、任意継続被保険者とならなかったものとみなす取扱となります。
- 裏面記載の「健康保険任意継続被保険者の加入について」をよく読んでいただき、内容をご理解いただいた上で申請して下さい。

### ■国民健康保険料（税）の軽減制度の開始について■

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方については、国民健康保険料の軽減制度があります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

※申請書に記入した内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を記入のうえ、記入者の氏名を記入してください。押印している場合は、上記の方法による訂正または押印による訂正のどちらかをしてください。

◆提出先・照会先 J A S T 健康保険組合

〒530-0005 大阪市北区中之島二丁目3番18号 中之島フェスティバルタワー28階

TEL : 06-4560-1008 E-mail : info@jastkenpo.or.jp

住民票 住所	〒 — (フリガナ)		
	都道 府県		
電話番号	( ) —		
氏名	(フリガナ)		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	性別 男・女

## 《健康保険任意継続被保険者の加入について》

退職などにより健康保険の被保険者の資格がなくなったとき、希望により引き続き被保険者となれる制度です。  
任意継続被保険者の制度の概要は次のようになっています。十分ご検討のうえ加入手続きをして下さい。

1. 資格条件 資格喪失日(退職日の翌日)前、継続した被保険者期間が2ヵ月以上必要です。
2. 申請手続 **退職日の翌日から必ず20日以内**に当組合へ申請書を提出して下さい。**この期間を過ぎると受付できません。**
3. 発送手続 あなたから提出された**任意継続被保険者資格取得申請書**、事業主から提出された**健康保険被保険者資格喪失届**により資格審査を行ないます。  
この際、**被扶養者の資格確認のため所得証明など、認定に関する資料を提出していただく場合があります。**  
審査終了後、当組合から任意継続被保険者資格取得申請書に記入されたご住所へ受理通知、資格情報のお知らせ、保険料納付書などを送付いたします。
4. 保険料額 退職時の標準報酬月額と、当組合前年度9月30日現在の全被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い方の額に保険料率を乗じた額が保険料となります。**事業主が存在しないため事業主負担分を含めて全額自己負担となります。**
5. 納付方法 当組合発行の納付書にてATMや最寄りの金融機関からお振り込み下さい。なお、口座振替の制度はありません。
6. 納付期限 **毎月の保険料はその月の10日までに納付して下さい。ただし、初めて納付する保険料は当組合が指定する日までに納付して下さい。納付期限を過ぎて保険料を納付されても資格は喪失します。**2回目以降の保険料は下記のとおり一定期間前納することができます。  
この前納の保険料は年4.0%の利率による複利現価法によって割引されます。
  - ① 半年度分前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)
  - ② 1年度分前納(4月～翌年3月分)
7. 加入期間 最長**2年間**(その間に後期高齢医療広域連合に加入される方(75歳の誕生日を迎える方、または、後期高齢医療広域連合より障害認定を受けた65歳以上の方)は、加入前日まで)です。
8. 資格喪失 下記の事由に該当したとき、任意継続被保険者の資格を喪失します。
  - ① 期間満了となったとき
  - ② 再就職して新たに健康保険、船員保険の被保険者資格を取得したとき。
  - ③ 後期高齢医療広域連合に加入したとき。
  - ④ 保険料を納付期限までに納付しないとき。
  - ⑤ 被保険者が死亡したとき。
  - ⑥ 任意継続被保険者が資格喪失を申し出たとき。(申出が受理された日の属する月の翌月1日に資格喪失)
9. その他 40歳以上65歳未満(介護保険第2号被保険者)の方は、健康保険と介護保険の保険料をあわせて当組合が徴収いたします。  
**保険料の日割り計算はありません。月の途中で任意継続被保険者の資格を取得された方も任意継続被保険者の資格を取得した月分の保険料を全額納付していただくことになります。**